

【B】令和4年度「一貫指導システム構築事業 指導者養成（中央研修派遣等）」

実施要項

1 目的

中央競技団体等が行う研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、習得した指導法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者の資質向上を図る。

2 補助対象競技

県スポーツ協会加盟団体対象41競技団体のうち希望する団体

①水泳 ②ボート ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング ⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール ⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール ㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳 ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞クレール ㉟なぎなた ㊱ボウリング ㊲ゴルフ ㊳トライアスロン ㊴スケート ㊵アイスホッケー ㊶スキー
--

3 補助対象事業

以下の方法で最新の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図る事業

- ①国立スポーツ科学センターなど国の機関実施する研修会に参加
 - ②中央競技団体が実施する研修会に参加
 - ③日本代表（世代別日本代表も含む）の強化合宿（練習会）を視察
 - ④全国規模の大会※を視察 ※全国規模の大会については【A】「ふるさと選手活動支援事業」に準ずる。
 - ⑤優秀な指導者の指導方法等を視察
- ※①～⑤のいずれについても、国内で行われるものを対象とする。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月末まで

5 希望調査期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月24日（木）まで

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費（資料代（参加費）等）、役務費、使用料及び賃借料

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。その際、参加する研修会の実施要項（資料等）を事前に提出すること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること
- (4) 研修会参加後は、県内の指導者に対して伝達講習会等を実施すること。
- (5) 報告については、領収書の原本を提出すること。
- (6) 押印の取扱いについて、様式3「補助金交付申請書（交付申請書）」は、「署名又は記名押印」、様式4-4「謝金領収書」、様式4-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式3「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式4「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。